

固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

| | |
|--------------|--|
| 対象者 | 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。 |
| 対象設備 (※1) | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する①から⑤の設備、 ⑥の事業用家屋 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格/販売開始時期）】 ① 機械装置（160万円以上/10年以内） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ③ 器具備品（30万円以上/6年以内） ④ 建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ⑤ 構築物（120万円以上/14年以内） ⑥ 事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの） |
| その他要件 | ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと |
| 特例措置 | 固定資産税の課税標準を3年間、ゼロ～1／2（※3）に軽減 (令和5年3月31日までに取得したもの) |

※1 市町村によって異なる場合あり

※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

※3 市町村の条例で定める割合

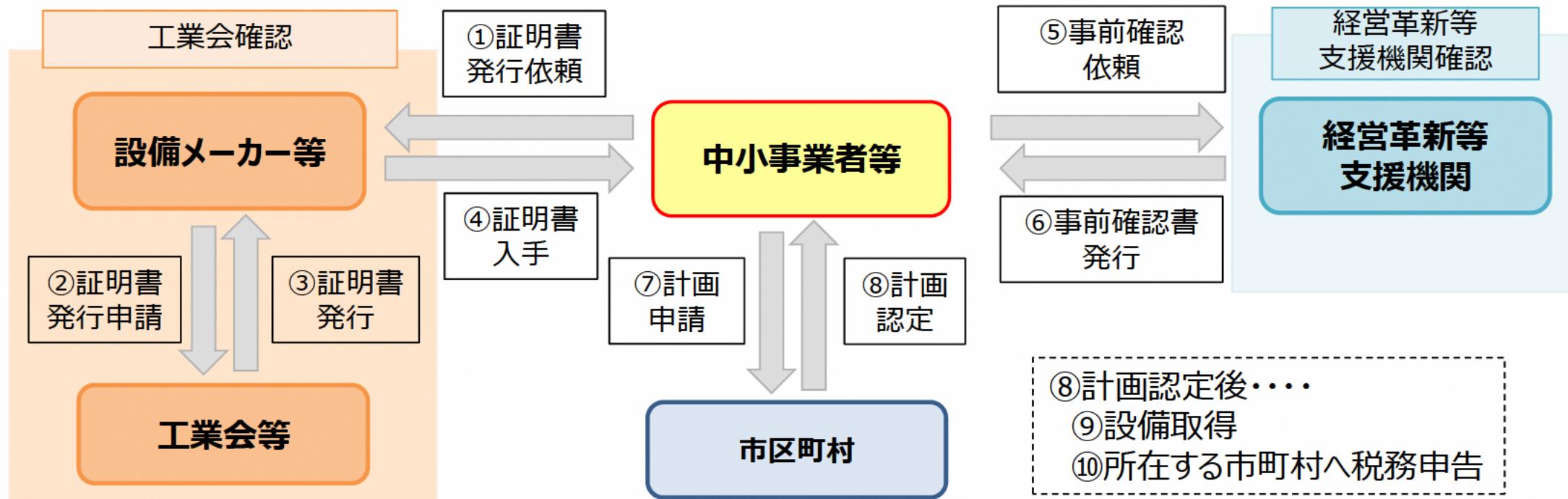
固定資産税の特例について（スキーム図）

<工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上（年平均1%以上）要件を満たしていることの確認（同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による）

<経営革新等支援機関の確認内容>

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>

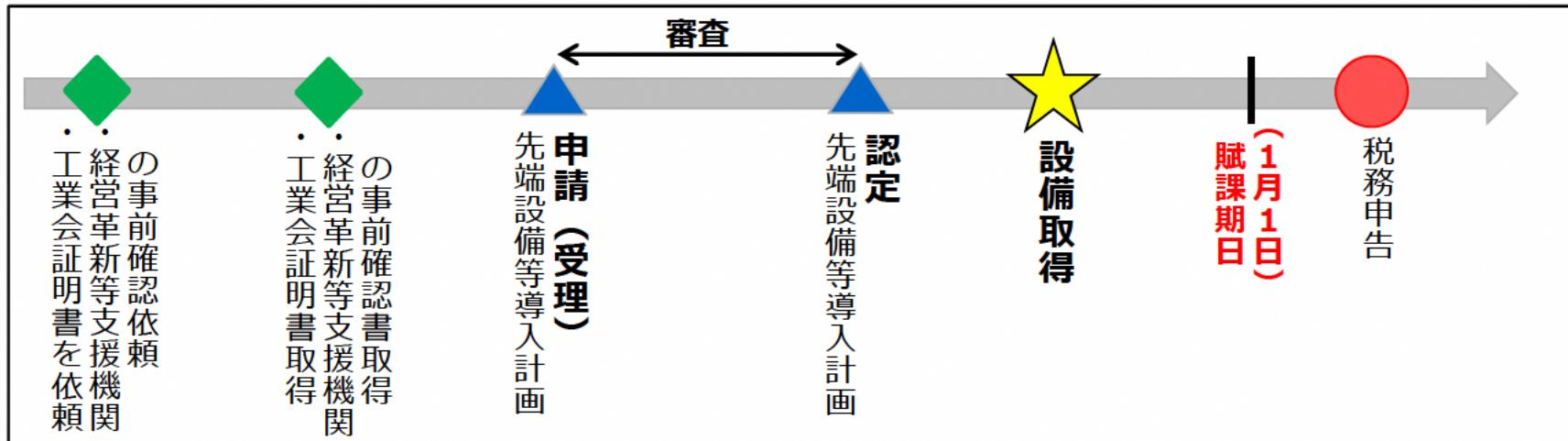
【注2】工業会証明書につきましては、経営力向上計画の手続きで使用する証明書と共通のものです。

- ※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請すること可とする。
- ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。
- ※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

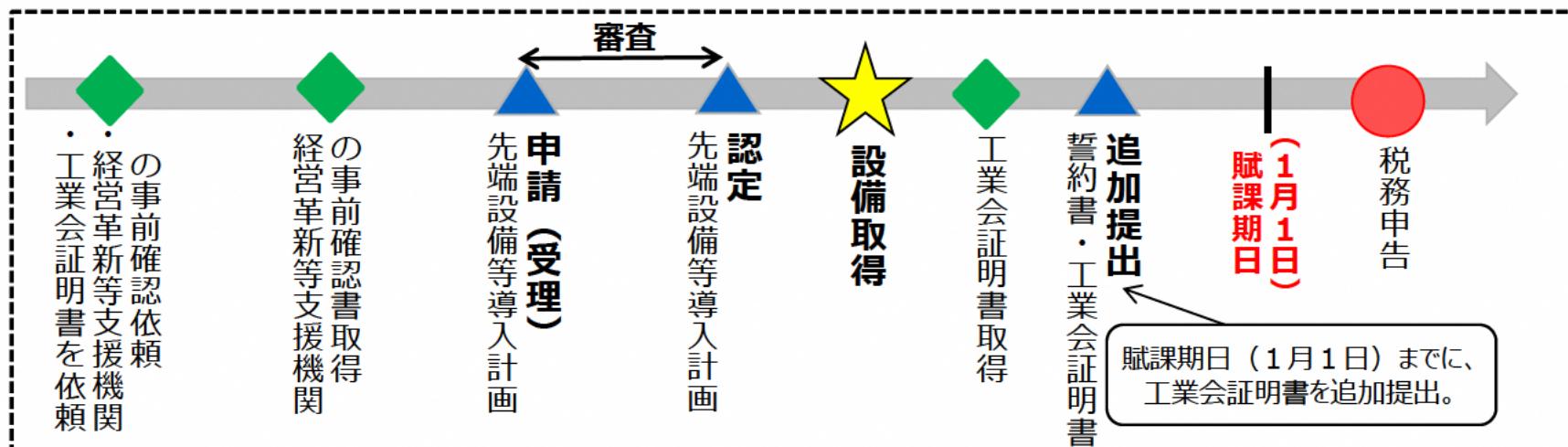
(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが 【必須】です。
- ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】 工業会証明書につきましては、経営力向上計画の手続きで使用する証明書と共通のものです。